



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 木 村 典 之
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の議案を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 91 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 決算期の変更

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、事業サイクルに合わせて当社および当社グループの決算期を 12 月末に統一することにより、

① 予算編成や業績管理など経営および事業運営の効率化を図る。

② 経営情報を適時・的確に開示し、経営の透明性の更なる向上を図る。

ことを目的として、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。

これにともない現行定款第 13 条、第 14 条、第 39 条および第 40 条に所要の変更を行うものです。また、事業年度の変更にとともない、第 92 期事業年度は、2015 年 4 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものです。

なお、現在決算期が 12 月 31 日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

(2) 役付取締役の廃止並びに株主総会及び取締役会の招集権者等の変更

事業環境の変化に対応する迅速な経営の意思決定を可能にするため、取締役の階層を減らすことを目的に役付取締役を廃止し、取締役におけるこれらの地位をすべて削除するものです。

また、役付取締役の廃止に伴い、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を代表取締役に変更いたします。これにともない、現行定款第 15 条、第 23 条および第 24 条に所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (招集)</p> <p>定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第 13 条 (招集)</p> <p>定時株主総会は、毎年 1 月 1 日から<u>起算して</u> 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p>
<p>第 14 条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>	<p>第 14 条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p>
<p>第 15 条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 15 条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p>2 <u>全ての代表取締役に</u>事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役は各自会社を代表する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長は取締役会を主宰する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第 23 条 (代表取締役及び<u>業務執行取締役</u>)</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役を 1 名以上選定する。</u></p> <p>2 (1) <u>代表取締役は取締役会を主宰する。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う</u></p> <p>(2) <u>全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条（取締役会） 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>3 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>5 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 24 条（取締役会） 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 <u>(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p><u>(2) 全ての代表取締役に事故あるときは、</u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>3 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>5 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 39 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p>	<p>第 39 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から 12 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p>
<p>第 40 条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u>とする。</p>	<p>第 40 条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 39 条の規定にかかわらず、第 92 期事業年度は 2015 年 4 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までとする。なお、本附則は、第 92 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>